

事務連絡
令和5年1月25日

居宅介護支援事業所管理者様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険管理課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定事務の今後の取扱いについて

日頃より、本市保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定事務については、令和2年4月8日付けで当課から発出しました「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定有効期間の延長について」にてお示ししたとおり、更新申請時に申請者との面会が困難である旨の申出があった場合は、要介護認定及び要支援認定の有効期間を「従来の期間に加えて12か月延長する」措置をとっております。

この件について、今般、厚生労働省から新たな通知が発出されたことを踏まえ、更新申請に係る本市の事務取扱いは下記のとおりといたしますので、お知らせします。

記

1 今後の取扱い

令和5年4月1日以降に認定有効期間満了を迎える被保険者から更新申請を受けたときは、原則として訪問調査を行うものとします。

ただし、次のいずれかに該当するときは、下記2に定める期間に限り、臨時的取扱いを行うことも可能とします。

- (1) 入所又は入院中の方であって、入所中の介護施設（入院中の病院）等において入所者等との面会を禁止する等の措置がとられており、有効期間満了までに解除されない見込みであるとき。
- (2) 上記（1）のほか、自宅において、例えば、被保険者が、親族・ケアマネジャー・介護（予防）サービス事業所の従業者など限られた方以外の方との接触を意識的に避けている等、新型コロナウイルス感染防止に十分配慮している状況にあり、有効期間満了までに訪問調査を行うことが著しく困難であるとき。

※ 臨時的取扱いは、あくまでも「新型コロナウイルス感染拡大防止」を目的とした措置であり、これ以外の理由、例えば「前回の認定結果通知後、状態が変わっていない」こと等を理由として適用することはできません。改めてご留意ください。

2 上記1但し書きの適用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に有効期間満了を迎える被保険者からの更新申請に限り、適用できることとします。

3 手続き

臨時的取扱いをご希望の場合は、更新申請の際に「新型コロナウイルス感染症に係る要介護・要支援認定（更新）申請への臨時的取扱い適用申出書」を併せてご提出ください。

なお、同書類の提出を以て、臨時的取扱いが適用されるものではありません。申出書の内容を確認の上、適用の可否を判断いたします。

4 備考

- (1) 長期間にわたって申請者の心身の状況等を適正に把握・評価することができない状態は好ましくないため、前回の更新申請時に臨時的取扱いを適用した被保険者においては、できる限り訪問調査を受けていただくようお願いいたします。
- (2) 今後、対応の変更や見直しが必要となった場合は、改めて通知します。

【添付資料】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護・要支援認定（更新）申請への臨時的取扱い適用申出書
（令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了を迎える方向け）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて
（令和4年10月14日、厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定有効期間の延長について
（令和2年4月8日、千葉県保健福祉局高齢障害部介護保険管理課事務連絡）

（問合せ先）

千葉県保健福祉局高齢障害部介護保険管理課

TEL：245-5206 FAX：245-5623

Mail：kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに
有効期間満了を迎える方向け

新型コロナウイルス感染症に係る要介護・要支援認定（更新）申請への
臨時的取扱い適用希望申出書

令和 年 月 日

千葉市 _____ 区長

私（被保険者）は、以下の理由により、要介護・要支援認定（更新）申請に係る臨時的取扱いの適用を希望いたします。（該当する□にチェックを入れてください）

入所中の介護施設（または入院中の病院）等において、面会禁止等の措置がとられており、有効期間満了までに解除されない見込みであるため。

その他（以下に詳細をご記入ください）

（注意）臨時的取扱いは、あくまでも「新型コロナウイルス感染拡大防止」を目的とした措置であり、これ以外の理由、例えば「前回の認定申請時から状態が変わっていない」こと等を理由として適用することはできません。

【被保険者】

被保険者番号：100 _____

生年月日： _____ 年 月 日

住 所：

氏 名： _____ （自署の場合は押印不要です）

電 話 番 号：

施設名（病院名）：

（施設に入所中、または病院に入院中の方はご記入ください）

【申出者】 被保険者本人でない方が提出する場合、以下もご記入ください。

申 出 者：

（事業所番号： _____ ）

被保険者との関係：

住 所：

電 話 番 号：

本人同意日： 令和 年 月 日

事務 処理欄	回答方法	適用の可否	本人等への確認	受付者
	窓口 ・ 電話	可 ・ 否	要 ・ 否	

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 14 日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて

介護保険行政の円滑な運営につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）の取扱いについては、これまで、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 18 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）等によりお示ししてきたところですが、今後、下記のとおり取り扱うこととしましたので、内容について御了知の上、管内市町村への周知をお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の今後の取扱いについて」（令和 4 年 10 月 13 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）については、本事務連絡をもって訂正をいたします。

記

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 18 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その 4）」（令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から認定調査が困難な場合においては、要介護認定の有効期間について、従来の期間に新たに 12 ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できる取扱い（以下「臨時的な取扱い」という。）となっています。

一方で、認定調査等により現在の被保険者の心身の状況等を勘案して適切に

認定を行うことは重要であり、臨時的な取扱いを複数回適用することで、長期間にわたって被保険者の心身の状況等を適正に把握・評価することができない事態が懸念されます。

また、臨時的な取扱いが終了した直後の1年間は処理すべき更新申請の件数が増大し、市町村における事務量も集中的に増大することが予想されることから、可能な限り通常取扱いに基づき更新認定を実施していくことが必要です。

このため、臨時的な取扱いについては、原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用できることとします。令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新認定を実施していただくようお願いいたします。

ただし、各市町村の判断により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱いを適用することは差し支えありません。

以上

(本件担当)

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3944、3945)

Mail : roukenkanintei@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年4月8日

居宅介護支援事業所 管理者様

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定有効期間の延長について

陽春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本市保健福祉行政にご理解・ご協力を賜りお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応のため、**介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられ、被保険者への認定調査が困難な場合**には、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間を新たに12か月延長する旨、通知されたところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて（その4）」（令和2年4月7日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）を受け、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、以下のとおりご対応をお願いいたします。なお、今後、国からの通知等発出により対応の変更が生じた場合は、改めてお知らせします。

記

1 要介護認定の臨時的な取り扱いについて

すべての更新申請の被保険者について、申請者や施設の意向により、面会が困難な場合、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に加えて「12か月延長する」とします。

2 対応期間 当面の間

3 備考 新規申請及び区分変更申請中の被保険者の方は対象となりません。

【添付資料】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて（その4）
（令和2年4月7日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課

TEL：245-5206 FAX：245-5623

Mail：kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp